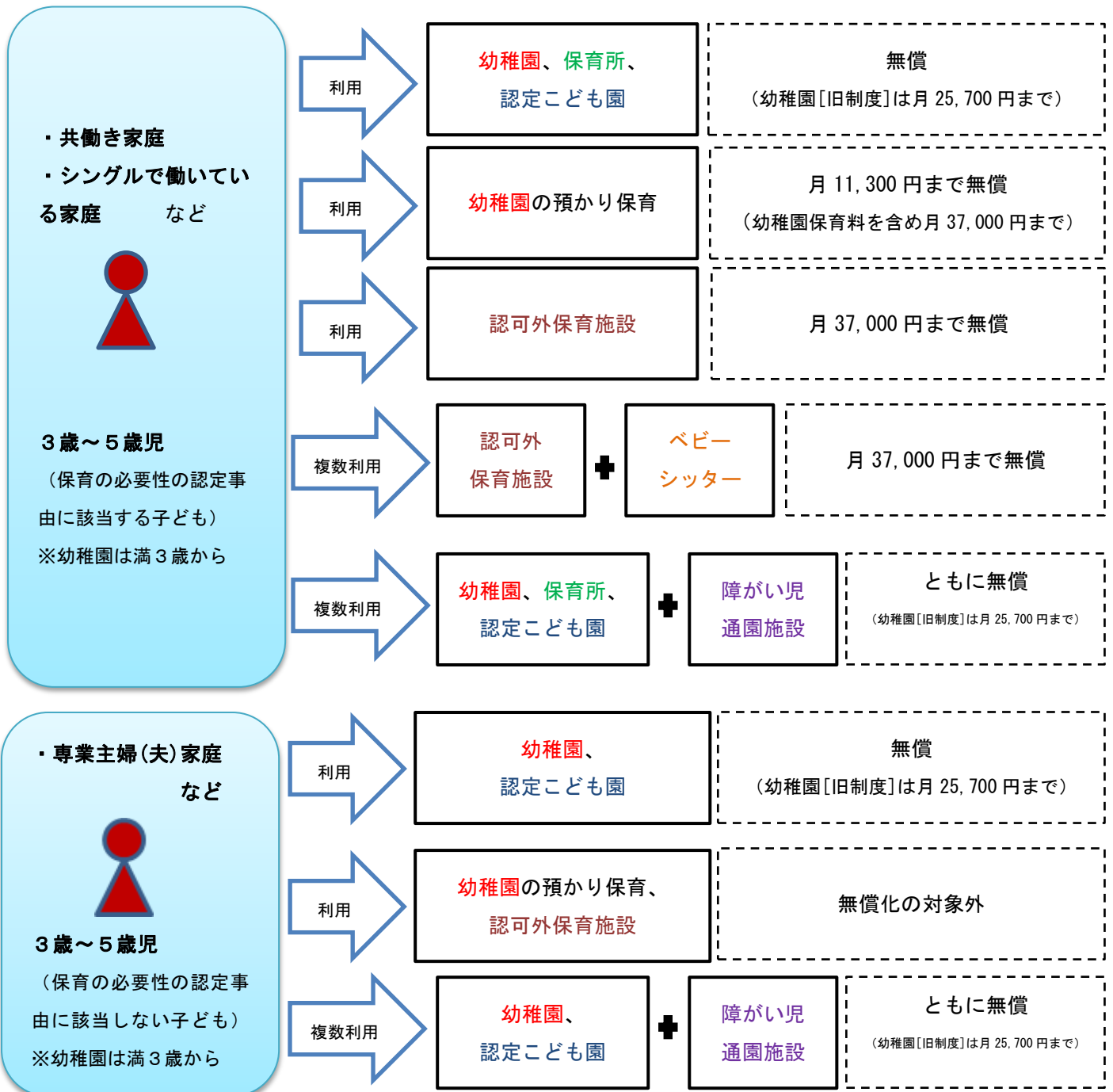


—幼児教育無償化の具体的なイメージ—

「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の内容が示され、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。具体的な制度設計については、現在、国において検討が行われているところです。



0歳～2歳児

住民税非課税世帯のみ上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合月4.2万円まで無償となる

※上記のうち認可外保育施設・ベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る

(5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)